

会計管理者の設置に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成21年 7月 3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第45号

#### 会計管理者の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 知事等の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。)を削る。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項及び第3項、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項並びに鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)第2条第5項及び第3条第2項の規定により、知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長の退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長(以下「知事等」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2~4 略</p> <p>(知事等の退職手当)</p> <p>第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に知事等としての勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項及び第3項、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項並びに鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)第2条第5項及び第3条第2項の規定により、知事、副知事、<u>出納長</u>、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長の退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、知事、副知事、<u>出納長</u>、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長(以下「知事等」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2~4 略</p> <p>(知事等の退職手当)</p> <p>第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に知事等としての勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>出納長</u> <u>100分の30</u></p>

(3) 略 (4) 略 (5) 略 2 及び 3 略	(4) 略 (5) 略 (6) 略 2 及び 3 略
-------------------------------------	-------------------------------------

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(副知事等に選任された場合の退職手当)</p> <p>第8条 職員が退職した日又はその翌日に副知事又は常勤の監査委員に選任された場合において、当該退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第5条から第5条の3まで及び前3条の規定の例により計算した額とする。</p>	<p>(副知事等に選任された場合の退職手当)</p> <p>第8条 職員が退職した日又はその翌日に副知事、<u>出納長</u>又は常勤の監査委員に選任された場合において、当該退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第5条から第5条の3まで及び前3条の規定の例により計算した額とする。</p>

(鳥取県行政組織条例の一部改正)

第3条 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。)を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、知事の権限に属する事務を分掌させるために設ける内部組織及び会計管理者の権限に属する事務を処理させるために設ける組織について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部局等の長)</p> <p>第13条 略</p> <p>(部局等以外の組織及び分掌事務)</p> <p>第14条 <u>第2条から前条までの規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び庶務の集中処理に関する事項を分掌させるため、会計管理者を部局等の外に置</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、知事の権限に属する事務を分掌させるために設ける内部組織について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部局等の長)</p> <p>第13条 略</p>

<p>く。</p> <p><u>2 会計管理者に長を置き、会計管理者とする。</u></p> <p><u>3 会計管理者は、会計管理者の所掌事務をつかさどるとともに、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行う。</u></p> <p><u>4 会計管理者は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、部局長等と相互に協力してその任に当たるものとする。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第15条 略</p>	<p>(雑則)</p> <p>第14条 略</p>
---	---------------------------

(鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(指定管理者となることができない法人等)</p> <p>第3条 鳥取県議会の議員、知事、副知事、指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)の選定の決定に関与する県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員(監査委員を含む。)、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等(以下「役員等」という。)に就任している法人その他の団体(境港管理組合を除く。)は、指定管理者になることができない。</p>	<p>(指定管理者となることができない法人等)</p> <p>第3条 鳥取県議会の議員、知事、副知事、<u>出納長</u>、指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)の選定の決定に関与する県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員(監査委員を含む。)、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等(以下「役員等」という。)に就任している法人その他の団体(境港管理組合を除く。)は、指定管理者になることができない。</p>

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 知事、副知事及び常勤の監査委員の受ける給</p>	<p>(知事、副知事、<u>出納長</u>及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 知事、副知事、<u>出納長</u>及び常勤の監査委員の</p>

与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

2～5 略

別表第1（第2条、第4条関係）

区分	報酬又は給料の額
略	
副知事	月額 928,000円
略	

別表第2（第7条関係）

区分	鉄道賃	船賃	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)			食卓料 (1夜につき)
				甲地方	乙地方	丙地方	
知事	旅客運賃(旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶料(以下「3階級区分船舶」という。))	旅客運賃(旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶料(以下「3階級区分船舶」という。))	円 3,000	円 14,800	円 13,300	円 11,700	円 3,000
副知事	旅客運賃(旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶料(以下「3階級区分船舶」という。))	旅客運賃(旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶料(以下「3階級区分船舶」という。))					
副知事	旅客運賃(旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶料(以下「3階級区分船舶」という。))	旅客運賃(旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶料(以下「3階級区分船舶」という。))					
出納長	旅客運賃(旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶料(以下「3階級区分船舶」という。))	旅客運賃(旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶料(以下「3階級区分船舶」という。))					

受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

2～5 略

別表第1（第2条、第4条関係）

区分	報酬又は給料の額
略	
副知事	月額 928,000円
出納長	月額 762,000円
略	

別表第2（第7条関係）

区分	鉄道賃	船賃	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)			食卓料 (1夜につき)
				甲地方	乙地方	丙地方	
知事	旅客運賃(旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶料(以下「3階級区分船舶」という。))	旅客運賃(旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶料(以下「3階級区分船舶」という。))	円 3,000	円 14,800	円 13,300	円 11,700	円 3,000
副知事	旅客運賃(旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶料(以下「3階級区分船舶」という。))	旅客運賃(旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶料(以下「3階級区分船舶」という。))					
副知事	旅客運賃(旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶料(以下「3階級区分船舶」という。))	旅客運賃(旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶料(以下「3階級区分船舶」という。))					
出納長	旅客運賃(旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶料(以下「3階級区分船舶」という。))	旅客運賃(旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶料(以下「3階級区分船舶」という。))					

